

# 住居表示実施後の手続きについて

建設課土地管理室

- 町役場に備えている公簿等（住民票・戸籍簿・印鑑登録・選挙人名簿・町水道台帳・町立学校の学齢簿・町税関係台帳等）の住所表記は、自動的に変更されます。
- その他、記載以外で役場関係の国民健康被保険者証・福祉関係等の証書や手帳などの住所変更届は、必要ありません。次期更新の際に新住所のものを交付します。次期更新時よりも前に新住所のものが必要な方は、担当課へ申し出下さい。（住基カード所持者は、住民課へお問い合わせください。）
- 法務局の不動産登記簿の所在欄（表題部）も自動的に変更されます。

	事項 (こういうことは)	該当者 (だれが)	手続き先 (どこへ)	手続き期限 (いつまでに)	提出書類等 (なにをもって)
役場関係	外国人登録証明書の住所変更	外国人登録をされている方	住民課	実施日以降、すみやかに手続きしてください。	<input type="checkbox"/> カード
	被爆者健康手帳の住所変更	被爆者健康手帳をお持ちの方	民生課	実施日以降、すみやかに手続きしてください。	<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 手当受給者は証書 <input type="checkbox"/> 印鑑（認印でよい）
不動産関係	土地・建物等不動産の所有者の住所変更登記	実施区域内に住所がある方で、土地・建物を所有している方	広島法務局 海田出張所	期限はありません。	<input type="checkbox"/> 登記申請書 <input type="checkbox"/> 住居表示決定通知書（又は証明書） <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 委任状（代理人による手続きの場合）
	土地・建物等の登記簿上の抵当権者の住所変更登記	土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記などの権利者として登記をしている方			

	事項 (こういうことは)	該当者 (だれが)	手続き先 (どこへ)	手続き期限 (いつまでに)	提出書類等 (なにをもって)
法人関係	会社及び法人の代表者の住所変更登記	会社及び法人の代表者で、実施区域内に住所がある方	本店・支店などの所在地を管轄する法務局	実施日から2週間以内。	<input type="checkbox"/> 登記申請書 <input type="checkbox"/> 住居表示決定通知書（又は証明書） <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 委任状（代理人による手続きの場合）
	会社及び法人の本店・支店等の所在地の変更登記	実施区域内に本店・支店などがある会社及び法人の代表者		本店：実施日から2週間以内。 支店：実施日から3週間以内。	
自動車関係	自動車 二輪車（126cc以上）等の場合	所有者・使用者	中国運輸局 広島陸運支局	期限はありません。 必要が生じた時（車検・転売等）申請してください。	<input type="checkbox"/> 住居表示決定通知書（又は証明書） <input type="checkbox"/> 自動車検査証 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 委任状（代理人による手続きの場合） <input type="checkbox"/> 法人登記簿謄抄本（法人の場合）
	軽自動車の場合	所有者・使用者	軽自動車検査協会広島 主管事務所		検査証の所有者と使用者が違う場合には、 <input type="checkbox"/> 所有者の委任状 <input type="checkbox"/> 所有者の印鑑
	自動車運転免許証の住所（本籍）変更	免許証をお持ちの方	海田警察署 または、 広島県運転免許センター	実施日以降、すみやかに手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 住居表示決定通知書（又は証明書） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 本籍が変更になった方は本籍変更通知書（住民課）

事項 （こういうことは）	該当者 （だれが）	手続き先 （どこへ）	手続き期限 （いつまでに）	提出書類等 （なにをもって）
年金受給関係	国民年金の受給者の住所変更 厚生年金の受給者の住所変更	国民・厚生年金を受給されている方	広島南社会保険事務所	実施日以降、すみやかに手続きをしてください。 <input type="checkbox"/> 広島南社会保険事務所または、役場住民課・西出張所（西公民館内）にある「住所・支払機関変更届」
	共済年金の受給者の住所変更	共済年金を受給されている方	各共済組合事務所	<input type="checkbox"/> 共済組合により対応が異なりますので、それぞれの関係機関へお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 住居表示決定通知書（又は証明書）
年金加入関係	国民年金の加入者の住所変更	1号被保険者	住民課	<b>特に手続きは、何も必要ありません。</b> 詳細については、役場住民課へ
		3号被保険者	配偶者の事業所	実施日以降、すみやかに手続きをしてください。 <input type="checkbox"/> 対応が異なりますので、それぞれの関係機関へお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 住居表示決定通知書（又は証明書）
	厚生年金の加入者の住所変更	厚生年金に加入されている方	お勤め先の事業所	実施日以降、すみやかに手続きをしてください。 <input type="checkbox"/> 住居表示決定通知書（又は証明書）
	共済年金の加入者の住所変更	共済年金に加入されている方	各共済組合事務所	実施日以降、すみやかに手続きをしてください。 <input type="checkbox"/> 対応が異なりますので、それぞれの関係機関へお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 住居表示決定通知書（又は証明書）
その他	熊野町国民健康保険以外の健康保険被保険者証の住所変更	加入者	各事業所	実施日以降、すみやかに手続きをしてください。 <input type="checkbox"/> 対応が異なりますので、それぞれの関係機関へお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 住居表示決定通知書（又は証明書）
	その他勤務先・町立学校以外の学校 中国電力・ガス・NTT・銀行・生命保険及び、風俗営業・古物商・飲食業者等の許可書類の住所欄の変更	加入者	各事業所	実施日以降、すみやかに手続きをしてください。 <input type="checkbox"/> 各個人で加入・登録されている機関により、対応が異なりますので、それぞれの関係機関へお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 住居表示決定通知書（又は証明書）

詳細な内容につきましては、それぞれの関係機関へお問い合わせください。

### お問合せ先（役場の場合：平日 8：30～17：30）

機 関 名	連 絡 先（電話番号）
熊野町役場 建設課土地管理室	082-820-5607
熊野町役場 税務課	082-820-5603
熊野町役場 住民課	082-820-5604
熊野町役場 福祉課	082-820-5605
熊野町役場 民生課	082-820-5635
広島法務局海田出張所	082-823-2251
海田警察署	082-820-0110
広島県運転免許センター	082-228-0110（日曜日可）
広島南社会保険事務所	082-253-7710
中国陸運局広島陸運支局	050-5540-2068
軽自動車検査協会広島主管事務所	082-503-8475

